

# 令和2年度 高梁市職員採用試験(令和3年度採用)実施要項

## 【令和2年9月実施分】

令和2年7月30日

高梁市役所

### 1 試験区分・受験資格等

試験区分	採用予定人員	受験資格〔職務内容〕
事務職 (短大・高校卒)	2人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人(ただし、学校教育法に基づく大学〔学士の学位を授与される学校等を含み、短期大学を除く。〕を卒業した人、又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人は受験できません。)
		〔職務内容〕主に市長部局・教育委員会事務局等で一般行政事務に従事
事務職 (定住・移住枠)	2人程度	昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業程度以上の学力を有し、次のいずれかに該当する人(ただし、令和2年7月実施の令和2年度高梁市職員採用試験を受験した人は、本試験を受験できません。)
		(1) 高梁市内に住んでおり採用後も住み続ける人 (2) 高梁市出身者で採用後に高梁市内に居住する人 (3) 採用後に移住して高梁市内に住む人 〔職務内容〕主に市長部局・教育委員会事務局等で一般行政事務に従事
事務職 (障がいのある人)	1人程度	次の①、②の両方に該当する人 ①昭和60年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度以上の学力を有する人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人 ②活字印刷文による出題、口頭による面接に対応、自力通勤、介護者なしで職務の遂行が可能な人で、次のいずれかに該当する人 (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人 (2) 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 (3) 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者と判定された人 (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※試験申込書提出時に(1)～(4)の条件に該当することが確認できる書類(写し)を提出してください。
		〔職務内容〕主に市長部局・教育委員会事務局等で一般行政事務に従事

<p>土木技術職 (高校卒)</p>	<p>3人程度</p>	<p>平成7年4月2日以降に生まれた人で、高等学校の土木専門課程を卒業した人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人(学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業した人、又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人は受験できません。)</p> <p>[職務内容] 主に市長部局で土木事業の企画・設計・施工管理等の業務及び一般行政事務に従事</p>
<p>土木技術職 (経験者枠)</p>	<p>2人程度</p>	<p>昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校の土木専門課程を卒業し、土木工事等の企画・設計・施工管理等の勤務経験を有する人</p> <p>[職務内容] 主に市長部局で土木事業の企画・設計・施工管理等の業務及び一般行政事務に従事</p>
<p>建築技術職 (高校卒)</p>	<p>1人程度</p>	<p>平成7年4月2日以降に生まれた人で、高等学校の建築専門課程を卒業した人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人(学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業した人、又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人は受験できません。)</p> <p>[職務内容] 主に市長部局・教育委員会事務局等で建築事業の企画・設計・施工管理等の業務及び一般行政事務に従事</p>
<p>建築技術職 (経験者枠)</p>	<p>1人程度</p>	<p>昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校の建築専門課程を卒業し、建築工事等の企画・設計・施工管理等の勤務経験を有する人</p> <p>[職務内容] 主に市長部局・教育委員会事務局等で建築事業の企画・設計・施工管理等の業務及び一般行政事務に従事</p>
<p>保健師</p>	<p>1人程度</p>	<p>昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人、または令和3年3月31日までに取得見込みの人</p> <p>[職務内容] 主に市長部局・成羽病院・老人福祉施設等で、保健師としての業務及び一般行政事務に従事</p>
<p>管理栄養士</p>	<p>1人程度</p>	<p>昭和60年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士資格を有する人、または令和3年3月31日までに取得見込みの人</p> <p>[職務内容] 主に成羽病院・市長部局・教育委員会事務局等で、管理栄養士としての業務及び一般行政事務に従事</p>
<p>消防職 (短大・高校卒)</p>	<p>3人程度</p>	<p>平成7年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人(ただし、学校教育法に基づく大学〔学士の学位を授与される学校等を含み、短期大学を除く。〕を卒業した人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人は受験できません。)</p> <p>※詳細は、別紙消防職受験者留意事項による。</p> <p>[職務内容] 主に消防本部・消防署で、消防職としての業務及び一般行政事務に従事</p>

看護師	3人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人、または令和3年3月31日までに取得見込みの人
		〔職務内容〕主に成羽病院・老人福祉施設等で、看護師としての業務に従事
介護福祉士	2人程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、介護福祉士資格を有する人、または令和3年3月31日までに取得見込みの人
		〔職務内容〕主に成羽病院・老人福祉施設等で、介護福祉士としての業務及び一般行政事務に従事
薬剤師	1人程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師資格を有する人、または令和3年3月31日までに取得見込みの人
		〔職務内容〕主に成羽病院で、薬剤師としての業務に従事
医療事務	1人程度	次のいずれかに該当する人 (1) 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、医療事務関係の資格を有する人、または令和3年3月31日までに取得見込みの人 (2) 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、直近5年以内に病院での医療事務経験が3年以上ある人
		〔職務内容〕主に成羽病院で、医療事務としての業務に従事

※ 上記にかかわらず、次の各号いずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 事務職は、日本の国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ② 高梁市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2 試験及び合格発表の日程

区分	日時	場所
第1次試験 (筆記試験)	令和2年9月20日(日) 受付 8:30~8:45 試験 9:00~	高梁総合福祉センター 高梁市向町21番地3 電話0866-22-7243
第1次試験 (集団討論)	令和2年9月21日(月)	第1次試験(筆記試験)実施日に受験者へ集合時間・場所等を案内します。
第1次試験合格発表	令和2年10月中旬	高梁市役所前に公告掲示 併せて、第1次試験合格者には、第2次試験の日時・場所等を通知する。
第2次試験	令和2年10月下旬	
最終合格発表	令和2年11月中旬	第2次試験受験者全員に合否を通知する。

※ 災害発生や新型コロナウイルス感染症対策に伴い、日程が変更となる場合があります。  
変更となる場合は、高梁市ホームページに掲載してお知らせしますので、各自ご確認ください。

### 3 試験の内容

#### (1) 第1次試験（筆記試験）

試験区分	試験内容等							
	教養試験（選択式）			作文試験 (30分)	事務適性 検査 (10分)	その他 検査 (20分)	専門 試験	実技 試験
	120分	90分	75分					
事務職(短大・高校卒)	○	—	—	○	○	職場適応性	—	—
事務職(定住・移住枠)	○	—	—	○	○	職場適応性	—	—
事務職(障がいのある人)	—	—	○	○	○	職場適応性	—	—
土木技術職(高校卒)	—	—	○	○	○	職場適応性	○	—
土木技術職(経験者枠)	—	○	—	○	○	社会人適性	○	—
建築技術職(高校卒)	—	—	○	○	○	職場適応性	○	—
建築技術職(経験者枠)	—	○	—	○	○	社会人適性	○	—
保健師	—	—	○	○	○	職場適応性	—	—
管理栄養士	—	—	○	○	—	職場適応性	○	—
消防職(短大・高校卒)	—	—	○	○	—	消防適性	—	体力テスト
看護師	—	—	○	○	—	看護師適性 性格特性	—	—
介護福祉士	—	—	○	○	—	性格特性	—	—
薬剤師	—	—	○	○	—	性格特性	—	—
医療事務	○	—	—	○	○	職場適応性	—	—

#### (2) 第1次試験（集団討論）

科目	試験区分	内容
集団討論	全試験区分	指定したテーマに基づいてグループ討議を行う。

#### (3) 第2次試験

科目	試験区分	内容
口述試験	全試験区分	個別面接

(参考) 第1次試験（筆記試験）の終了予定時刻

試験区分	終了予定時刻
事務職（定住・移住枠、障がいのある人）、保健師、介護福祉士、薬剤師	12時00分頃
事務職（短大・高校卒）、看護師、医療事務	12時50分頃
土木技術職、建築技術職、管理栄養士	15時00分頃
消防職	16時30分頃

※ 昼食は各自で用意してください。（外出可能）

## 4 受験の手続き等

(1) 申込用紙は、高梁市役所総務部総務課職員係、国民健康保険成羽病院事務局、高梁市消防本部消防総務課庶務係、各地域局で交付します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 受験の申込みは、**令和2年8月27日(木)まで**の土曜日・日曜日・祝日の閉庁日を除き、午前8時30分から午後5時15分までに下記の場所で受け付けます。

郵送による場合は、**令和2年8月25日(火)までの消印**があるものを有効とします。なお、郵送申込みの場合は、受験票を返送しますので、84円切手を貼付し宛名を明記した返信用封筒を同封してください。

### 【受付場所】

《事務職、土木技術職、建築技術職、保健師、管理栄養士、看護師、介護福祉士、薬剤師、医療事務》

高梁市役所 総務部総務課職員係 (本庁舎3階)  
〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043番地  
電話0866-21-0205

《消防職》

高梁市消防本部 消防総務課庶務係  
〒716-0046 岡山県高梁市横町1693番地1  
電話0866-21-0122

(3) 受付時に受験票を交付しますので、受験票に写真を貼って、試験当日に持参してください。(写真は、試験日前3箇月以内に撮影した上半身脱帽正面向きで、縦5cm・横4cmのもの)

## 5 合格から採用まで (採用予定日：令和3年4月1日)

(1) 合格者は採用候補者名簿(有効期限は、令和3年3月31日まで)に登載され、欠員が生じた場合、必要に応じその都度成績順に採用者が決定されます。

(2) 卒業見込み又は免許・資格取得見込みの者で、採用候補者名簿に登載された者が令和3年3月31日までに卒業又は免許・資格取得ができなかった場合は、採用候補者名簿から削除されます。

## 6 その他

(1) 試験結果の開示請求について

① 試験に合格しなかった人は、本人の成績(順位、総合得点)及び合格基準点の開示請求ができます。(合格した試験の成績は開示できません。また、最終合格者がいない場合、第2次試験の結果については、本人の得点のみの開示となります。)

② 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、受験者本人が直接請求してください。

- ③ 開示請求が可能な期間は第1次、第2次のそれぞれの合格発表日から2週間以内とします。
- ④ 開示内容は後日郵送しますので、開示請求時に返信用封筒（84円切手を貼り、受験者本人の宛先を記載した封筒）をご持参ください。
- (2) 職員給与について  
給与については、高梁市職員の給与に関する条例等によります。

(参考) 令和2年度の初任給

《事務職、土木技術職、建築技術職、保健師、介護福祉士、医療事務》

大学卒 186,200円 短大卒 161,100円 高校卒 150,600円

《消防職》

短大卒 168,900円 高校卒 154,900円

《看護師》 ※成羽病院勤務の場合

大学卒 199,300円 短大3卒 191,000円

《管理栄養士、薬剤師》 ※成羽病院勤務の場合

大学卒 184,700円 短大3卒 177,400円

短大2卒 163,100円 高校卒 151,000円

※職歴のある人については、前歴加算を行う場合があります。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等があります。